

相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書

6月の大坂北部地震、7月の西日本豪雨、北海道胆振東部地震など、全国各地で災害が相次ぎ、多くの死者、安否不明者が発生し、今なお避難生活を余儀なくされている方もあります。

また、家屋の倒壊や土砂崩れ、大規模な停電・断水、道路や鉄道を初め交通機関への影響など甚大な被害が生じました。

被災した自治体では、早期の復旧・復興、被災者支援に向け、全力で取り組んでいますが、多額の経費、労力、専門的知識が必要です。

そのような中で、平成30年度補正予算では、被災地の復旧・復興に7,275億円が計上されましたが、被災自治体の具体的な復旧事業に対し、国が負担すべき補助金がふえたための措置にすぎません。

よって、政府及び国会におかれましては、相次ぐ甚大な災害の発生に鑑み、被災自治体が財政面で安心感をもって、的確に復旧・復興、被災者支援に取り組めるようにするため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要であることから、下記の事項について全力で取り組まれるよう強く要望します。

- 1 被災自治体の要望を踏まえ、第二次補正予算案を早急に編成すること。
- 2 被災自治体における復旧・復興対策等に係る特別の財政需要について、十分な財政支援を講じること。都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置（起債充当率100%、償還に対する交付税措置80%）を講じること。
- 3 特別交付税は地方交付税総額の6%の上限枠が設定されており、特別交付税の総額がそのままでは、被災自治体にとって必要な財政支援とならないことから、特別交付税の別枠措置や特例的な増額、東日本大震災に係る震災復興特別交付税のような通常の特別交付税とは異なる特例を設けるなど、積極的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月18日

尾道市議会

関係行政庁及び国会あて